

## 5. 被災時に利用可能な財政支援等

2章及び3章の「災害復旧・復興」で述べた「復旧工事」にあたり、下記(1)から(3)に示す財政支援が利用可能な場合がある。これらの申請は、主に災害対策本部の置かれた地方公共団体から、国の担当府省等に対して行われる。

こうした制度の活用については、被害状況、復旧に必要な金額、緊急性のほか、被害にあった浄化槽の設置段階での事業の枠組み(公共浄化槽等整備推進事業、農業農村整備事業、他)等の条件が加味される。したがって、必ずしも全ての財政措置が利用可能となるものではない。

なお、浄化槽メーカーによる保証(槽本体ならびにブロワ)は、天災地変による故障または損傷を対象としていない。

### 5-1. 廃棄物処理施設災害復旧費補助金

環境省に対して申請を行う。本補助金の対象となる浄化槽は、市町村設置型により整備した浄化槽に限定される。なお、一施設あたりの市町村の事業費が40万円未満の場合は、補助対象とならない。詳細は表5-1参照。

表5-1 廃棄物処理施設災害復旧費補助金

	市町村設置	個人設置
補助対象	○	×
国庫補助率	1/2	
対象	1基当たりの復旧費が40万円以上のものに限る。復旧に際し、汚水(汚泥)の抜き取りも対象となる。	

## 5-2. 災害等廃棄物処理事業費補助金又は堆積土砂排除事業

災害等廃棄物処理事業費補助金は環境省、堆積土砂排除事業は国土交通省に対して申請を行う。汚水(汚泥)の抜き取りや土砂の抜き取りに対する補助事業は、市町村設置・個人設置の場合で異なることに留意する。詳細は表5-2参照。

表5-2 災害等廃棄物処理事業費補助金又は堆積土砂排除事業

	市町村設置	個人設置
補助対象	△	○
国庫補助率	1/2	1/2
対象	<u>汚水(汚泥)の抜き取り</u> 廃棄物処理施設災害復旧事業の対象。  <u>土砂の抜き取り</u> 堆積土砂排除事業の対象とすることが出来る。ただし、廃棄物処理施設災害復旧費補助金の対象となるものは対象外。	<u>汚水(汚泥)の抜き取り</u> 災害等廃棄物処理事業費補助金の対象。  <u>土砂の抜き取り</u> 堆積土砂排除事業の対象とすることが出来る。

## 5-3. 循環型社会形成推進交付金

環境省に対して申請を行う。詳細は表5-3参照。

## 5-4. 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度

内閣府に対して申請を行う。詳細は表5-4参照<sup>[参考文献⑩]</sup>。

## 5-5. 農地・農業用施設災害復旧事業

農林水産省に対し申請を行う。本事業の対象となる浄化槽は、農業集落排水施設に限定される。農業用施設の基本補助率は65%である<sup>[参考文献⑩]</sup>。

表5-3 循環型社会形成推進交付金（浄化槽に関するもの）

	市町村設置	個人設置
補助対象	○	○
国庫補助率	1/3	1/3
対象	<p>市町村が行う、災害に伴い必要となった①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築(※)事業に対する助成</p> <p>(※「改築」には機材交換が含まれる。(例：ブロワの更新を含めた機材交換) (※市町村設置型(公共浄化槽等整備推進事業)においては、家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新は、災害に伴い必要になったか否かを問わずに助成対象である。)</p>	<p>市町村が行う、災害に伴い必要となった①家屋の建て替えに伴う浄化槽設置及び故障した浄化槽の更新又は②既設の浄化槽の改築(※)に対する補助事業に対する助成</p> <p>(※「改築」には機材交換が含まれる。(例：ブロワの更新を含めた機材交換))</p>
基準額	<p>循環型社会形成推進交付金交付取扱要領別表4の区分に記載のとおり (対象②(既設の浄化槽の改築)については、環境大臣に協議し、承認を得た額)</p>	<p>循環型社会形成推進'交付金交付取扱要領別表3の区分に記載のとおり (対象②(既設の浄化槽の改築)については、環境大臣に協議し、承認を得た額)</p>
要綱等	<p>循環型社会形成推進交付金交付取扱要領19.(9).イ 公共浄化槽等整備推進事業実施要綱第3.(3)</p>	<p>循環型社会形成推進交付金交付取扱要領19.(9).イ 浄化槽設置整備事業実施要綱第3.冒頭、第3(3)</p>
※備考	<p>・令和元年度補正予算編成に伴いメニュー化、要綱等改正(対象②) ・対象①については、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の要件を満たす場合の国庫助成率は1/2となる。</p>	<p>・対象①については、「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」の要件を満たす場合の国庫助成率は1/2となる。</p>

表5-4 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度

	市町村設置	個人設置
補助対象	×	○
給付の種類		住宅が半壊し自ら修理する資力のない者、又は大規模半壊で住むことができない状態にある者に対して、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理
限度額等		内閣府のHPを確認ください。
※備考		浄化槽の修理に利用可能